

ひ假初にも傳次郎がふしたる枕の上を過る事なかりしとなん、安永三年三月、領主より夫婦の者を賞して、物多くとらせけり。

〔孝義錄四〇〕孝行者政右衛門

讀岐

政右衛門は香川郡西庄村にて、高わづかに三升六合と、林一畝十五歩をもてる百姓なり、母ははやくうせぬ、父甚平後の妻をむかへしが、女子一人をうめり、繼母の心かたましく、政右衛門を仇の如くににくみしかば、終に父の心をもうしなひ、家をもをひ出されしを、いさゝかも恨とせず、さまよへにわび聞えしが、父母ともに聞いれねば、せんかたなく出行、小家をつくりて妻をもち、子もありしが、折々父のもとに、時々の物ををくりなどして、その怒りをなだめけれど、かつてゆるす事なし、其後父物ぐるはしくなり、眼をさへ病てなやみし時、繼母政右衛門をよびて、甚平は汝が父の事なれば、朝夕の食を贈るべしといふに、政右衛門よろこびて、日毎に食ををくりて、その時をたがへず、繼母また晝飯をも贈るべしといひしにいよくよろこびて、日毎に食ををくりて、三度の食を贈りしとぞ、かくて甚平が家を賣しろなして、政右衛門がすめるうしろの方に、小き家つくりてうづりしに、孝養怠る事なかりけれど、繼母はなをいかりの、しり政右衛門が家に童部の多くて、かしがましければ、とく出ゆけといふに、いさゝかも恨る事なく、妻子を携へ家を出しに、村の中のもの憐みて、竹木をあたへければ、新に家をたてんとせしを、繼母のきゝて、我家古くなりにたれば、その竹木を以て建かへんといふに、いなみもせずその心にまかせしを、かの竹木あたへしもの、聞つたへて、政右衛門にこそあたへしが、なさけなき母の家を修理せんためにはあらずといふを、政右衛門はせめぐりて、さまよへになだめ、母の家だにつくりかへなば、我望たりぬといふに、いよ／＼其志を感じつるに玄かせりとぞ、政右衛門が妻もよく舅姑につかへてつゝみふかく、日夜に家事をいとみて、すぐれたるものなりけり、天明五年十月、領主より